

# 財団法人岐阜県公衆衛生検査センター寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人岐阜県公衆衛生検査センターという。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、岐阜市に置く。

(支所)

第2条の2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支所をおくことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康の保持及び増進並びに生活環境の保全に関し必要な検査、調査等及び研究並びに啓発を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医薬品、化粧品規格及び品質検査
- (2) 水道法に基づく水質検査
- (3) 水道法に基づく簡易専用水道の検査
- (4) 一般飲料水の水質検査
- (5) 下水道、し尿処理施設の放流水等の水質検査
- (6) プールの水質検査
- (7) 河川水及び工場排水の水質検査
- (8) 廃棄物の成分検査及び溶出試験
- (9) 排気ガス、大気及び悪臭の濃度の測定
- (10) 食品、添加物等の検査

- ( 11 ) 食品衛生法に基づく製品検査
- ( 12 ) 学校保健法に基づく環境衛生に関する検査
- ( 13 ) 建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の空気環境等の測定
- ( 14 ) 工場、事業所等の作業環境測定
- ( 15 ) 騒音及び振動の測定
- ( 16 ) 土壌の成分分析及び底質調査
- ( 17 ) 臨床診断学的検査及び臨床細菌学的検査
- ( 18 ) 廃棄物処理施設の機能検査及び廃棄物処理施設に関する建物等の設計等に関する事務
- ( 19 ) 環境影響評価調査
- ( 20 ) 動植物、景観等自然環境調査
- ( 21 ) 環境管理、環境監査
- ( 22 ) 国際標準化機構システム規格に係る審査登録業務
- ( 23 ) 地球温暖化対策の推進に関する事業
- ( 24 ) 環境保全に関する普及、啓発、情報提供、指導並びに活動支援
- ( 25 ) 環境衛生及び前各号に掲げる事業に関する調査、研究、相談並びに指導
- ( 26 ) この法人の目的を達成するために必要な調査、研究その他の事業

### 第3章 資産及び会計

#### ( 資産の構成 )

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録記載の財産
- ( 2 ) 公共団体、その他の関係団体などからの補助金、交付金及び寄付金品
- ( 3 ) 資産から生ずる収入
- ( 4 ) 事業に伴う収入
- ( 5 ) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次のとおりとする。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席理事4分の3以上の議決を経てかつ岐阜県知事の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(財産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の議決を経て理事長が保管する。

2 基本財産のうち、現金は理事会の議決を経て次の各号に掲げるいずれかの方法により理事長が保管する。

(1) 確実な銀行に預金すること。

(2) 確実な信託会社に信託すること。

(3) 国債、公債その他確実な有価証券に換えること。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

(余剰金の処分)

第10条 会計年度末に余剰金を生じたときは理事会の議決によりその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、若しくは翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決をもって定める。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の収支決算書、財産目録及び事業報告書は毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の監査を経て理事会の認定を得なければならない。

(長期借入金)

第12条の2 この法人が借入金をしようとするときは、1年以内に償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、岐阜県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### 第4章 役員

(役員)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	3名
専務理事	1名
常務理事	2名
理事	16名以内
監事	3名

(役員を選任)

第15条 理事長は、理事会において選任する。

2 副理事長、専務理事、常務理事、理事及び監事は、理事会において、理事3分の2以上の同意を得て理事長が委嘱する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第16条 理事長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理し、理事長及び副理事長とともに事故あるとき又はともに欠けたとき

は、理事長の職務を代行する。

4 常務理事は、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を処理する。

(理事及び監事)

第17条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

2 監事は、本会の事務執行状況及び会計の監査にあたる。

3 監事は、理事会において意見をのべることができる。ただし、採決に加わることはできない。

(任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(解任)

第19条 その地位にふさわしくない行為を行った役員は、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により解任することができる。

(顧問)

第19条の2 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な事項につき理事長の諮問に応ずる。

(報酬等)

第19条の3 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、理事会の同意を得て理事長が別に定める。

## 第5章 会議

( 理事会 )

第 2 1 条 この法人の業務の決定は、理事会において行う。

2 理事会は、理事長が召集し、その議長となる。

3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときには、理事長はすみやかに理事会を召集しなければならない。

4 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ、文書をもって通知しなければならない。

5 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

6 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

8 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項について書面をもって可否を求め、理事会の議決に代えることができる。

( 付議する事項 )

第 2 2 条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、付議する事項は次のとおりとする。

( 1 ) 事業計画の決定

( 2 ) 事業報告の承認

( 3 ) その他、この法人の運営に関する重要な事項

( 議事録 )

第 2 3 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

( 1 ) 会議の日時及び場所

( 2 ) 理事の現在数

( 3 ) 会議に出席した理事の氏名 ( 書面表決者及び表決委任者を含む。 )

( 4 ) 議決事項

( 5 ) 議事の経過

- 2 議事録には、出席理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第24条 この寄附行為は、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の承認を得て変更することができる。

### (解散及び残余財産の処分)

第25条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の承認を得て解散することができる。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、岐阜県知事の許可を得て、地方公共団体又は類似の公益法人に寄付するものとする。

- 3 この法人を解散したときは、理事が清算人となる。

## 第7章 補則

第26条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### 附 則（昭和48年2月21日 岐阜県指令第629号）

- 1 この法人の設立当初の役員は、この寄附行為の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、昭和49年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、この寄附行為の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、この寄附行為の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和49年3月31日までとする。

### 附 則（昭和48年7月14日 岐阜県指令薬第309号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和48年10月30日 岐阜県指令薬第479号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和54年1月12日 岐阜県指令薬第680号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和55年12月8日 岐阜県指令薬第594号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和56年3月26日 岐阜県指令薬第811号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和57年4月22日 岐阜県指令薬第203号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和58年4月14日 岐阜県指令薬第186号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和60年11月7日 岐阜県指令薬第665号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和61年6月25日 岐阜県指令薬第309号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和62年6月24日 岐阜県指令薬第328号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成元年4月1日 岐阜県指令薬第125号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成４年４月１日 岐阜県指令薬第９３５号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成９年４月１４日 岐阜県指令薬第２２１号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成１１年６月２５日 岐阜県指令健福第１７９号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成１２年４月２８日 岐阜県指令健福第４４号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成１４年５月７日 岐阜県指令健福第２４４号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成１６年４月２０日 岐阜県指令健福第２３号）

この寄附行為の変更は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。